

入札説明書

石川県の金沢港船舶運航管理業務に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年2月12日（金）

2. 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

金沢港船舶運航管理業務委託

(2) 業務場所

金沢港内

(3) 業務内容

金沢港船舶運航管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務実施期間

運航管理業務委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
ただし、契約日から令和3年3月31日までは引継期間とする。

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

なお、新たに資格を申請する場合は、下記の宛先まで問い合わせの上、入札参加資格確認申請書提出期間の末日までに登録を済ませること。

石川県総務部管財課用度グループ

郵便番号 920-8580 住所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1262

(3) 入札参加資格確認申請書提出期間の末日からこの業務の開札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 次の要件を全て満たす者であること。
- ア 事業所（本社又は本店に限る。）の所在地が石川県県央土木総合事務所管内にあること。
 - イ 過去5年間に、元請負人（特別建設工事共同企業体にあつては、代表者に限る。）として引船を使用した港湾工事、海岸工事等の海上工事を施工し、又は引船（備船を含む。）を使用した港湾運送若しくは引船の業務に従事した実績があること。

4. 入札手続きにおける担当部局

石川県金沢港湾事務所庶務課

郵便番号 920-0332

住所 金沢市無量寺町リ65番地 金沢港クルーズターミナル3階

電話番号 076-268-1201

5. 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、3. に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

1) 提出期限

令和3年2月12日（金）から令和3年3月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

2) 提出場所：4. に同じ

3) 提出方法：持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）

4) 提出部数：各1部

- (2) 申請書は、別記様式-1（入札参加資格確認申請書）及び別記様式-2（船舶運航管理体制）を提出するものとする。

- (3) 入札参加資格の確認及び評価は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和3年3月12日（金）までに書面により通知する。

- (4) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

(5) その他

1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 提出された申請書及び資料「以下、「申請書等」という。」は、入札参加資格の確認に使用する

もので、他の目的に使用しない。

- 3) 提出された「申請書等」は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における「申請書等」の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 「申請書等」に関する問い合わせ 4. に同じ。
- 6) 「申請書等」の作成における言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、石川県金沢港湾事務所長に対し、その理由の説明を求めることができる。
- (2) 理由の説明請求は、令和3年3月16日(火)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は申請書等の提出場所へ持参又は郵送とし、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。
- (3) 理由の説明は、令和3年3月18日(木)までに書面により行う。
- (4) 石川県金沢港湾事務所長が、6.(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

7. 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所

郵便番号 920-0332 金沢市無量寺町り65番地 金沢港クルーズターミナル3階
石川県金沢港湾事務所 庶務課

(2) 入札説明書の交付方法等

ア 入札説明書の交付方法

7.(1)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県金沢港湾事務所の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanazawakouwan/index.html>

イ 入札説明書の交付期間

令和3年2月12日(金)から同年3月10日(水)まで、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 入札説明書に対する質問の受付期間及び方法

令和3年2月12日(金)から同年3月10日(水)まで、石川県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間に、書面(様式は、任意とする。)を7.(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

エ 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

令和3年2月12日(金)から同年3月10日(水)までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間、7.(1)の場所において閲覧に供する。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和3年3月18日(木)午前10時

イ 場所 金沢港クルーズターミナル3階 石川県金沢港湾事務所会議室

(4) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

8. 入札保証金及び契約保証金

免除

9. 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札心得、仕様書、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参し、提出しなければならない。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、7.(3)に定める入札の日時及び場所に集合すること。

11. 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続き等を行わない者、入札に関する注意事項を厳守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。

12. 契約書作成の要否

要

13. 落札者決定予定日

令和3年3月18日（木）

14. 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札説明書を入手した者は、これを本件の入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(別記様式－1)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 殿

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和3年 月 日付けで公告のありました金沢港船舶運航管理業務に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 運航管理体制（別記様式－2）
- 2 船舶運航管理計画概要（様式は指定しない）
- 3 船舶検査証書写し
- 4 備船契約書又は船舶管理委託契約書等の写し
- 5 船舶登記簿写し
- 6 業務実績を証明する書類の写し
(備船契約書又は船舶管理委託契約書等で証明できる場合は不要)

※問い合わせ先

担 当 部 署：石川県金沢港湾事務所庶務課

電 話 番 号：076-268-1201

FAX 番 号：076-268-1205

船舶運航管理体制

項目	記
運航管理 責任者氏名	
運航管理員 氏名, 資格	氏 名 資 格
運航管理員 氏名, 資格	氏 名 資 格
事業所 所在地	
運航管理 組織図	
安全管理 組織図	

※運航管理責任者及び運航管理員は雇用予定者でも可。また運航管理責任者及び運航管理員の兼任も可。

※運航管理員は、6級海技士（航海）以上及び5級海技士（機関）以上の資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。（雇用予定者でも可）